

信用状の解説

①手形の条件：手形の期日および名宛人が記載されており、この文言の要点は、「当行は貴社を受益者として本取消不能信用状を発行する。本信用状は貴社が当行宛てに振出した一覽後30日払手形の買取に使用される。手形には送り状金額全額に対する信用状の発行依頼人名、信用状番号および日付を記載し、次の書類が添付されていること。」です。

②添付書類とその条件：為替手形に添付されるべき書類の通数および書類に記載される条件が下記のように書かれています。

- ・署名済みの商業送り状5通

- ・原産地証明書3通

- ・海上保険証券2通とし、白地裏書きされ、CIF総額の110%を保険金額とする。保険は、旧協会貨物約款全危険を担保するものとする。保険金は、東京において円貨で支払われるものとする。

- ・指図式で作成され、白地裏書きされた無故障船積海洋船荷証券全通。運賃前払いとし、着荷通知先を発行依頼人とする。

③商品名 (Covering)：パウアーインバータ、モデル 25

④貿易条件 (Trade Terms)：CIF 東京

⑤特別条件 (Special Conditions)：下記の二つの特別条件が記載されています。

- ・本信用状に基づいて振り出された手形には、「東京中央銀行本店で2010年8月10日に発行された取消不能信用状第TCBMO-522に基づいて振出された」旨を明記し、本信用状に基づいて振出された手形の金額は、買取銀行によって本信用状の裏面に裏書きされるものとする。

- ・手形および(船積)書類は、運送書類の発行日から10日以内に買取銀行に呈示されること。ただし、信用状の有効期限内とする。

⑥支払確約文言：信用状の目的である銀行の支払確約が下記のように記載されています。

「当行は、本信用状に基づき、かつ、その条件に従って振出された手形の振出人、裏書人および善意の所持人に対して、かかる手形は(名宛銀行に)呈示され次第期日どおりに決済され、かつ、本信用状の条件に従って引受けられた手形はその満期日に期日どおりに決済されることを確約する。」

⑦発行銀行の署名：東京中央銀行本店の署名。

⑧信用状統一規則準拠文言：信用状の内容について関係当事者間で解釈が食い違った場合に準拠する規則として、「荷為替信用状に関する統一規則および慣例」(2007年改訂版、国際商業会議所出版物第600号)を採用する旨記載されています。

●語句の注釈

■ We hereby issue...: 「当行は、ここに～を発行する」

・ hereby: 「これによって」「この文書によって」 here は this を意味し、この文書という意味です。

■ negotiation: 「荷為替買取」10月10日までに為替手形に関係書類を添えて銀行に呈示すれば、銀行は、荷為替手形（船積書類添付の手形）を買取ってくれます。

■ available by negotiation of your drafts at 30 days after sight drawn on us: 「当行を名宛人として振出された貴社の一覧後30日払手形の買取に利用される」

・ available: 「利用できる」

・ draw (a draft) on ...: 「(手形を)～宛てに振出す」

・ accompanied by the following documents: 「下記の書類が添付される」

■ Marine Insurance Policy endorsed in blank: 「白地裏書された海上保険証券」

・ endorse: 「裏書する」「署名裏書する」

・ in blank: 「白地式で」白地式で裏書が行われる場合は、被裏書人（譲受人）の氏名を記載しないで裏書人が署名だけします。

- ・ Institute Cargo Clauses (All Risks): 「旧協会貨物約款(全危険担保条件)」これは「新協会貨物約款(A)担保条件」に相当します。なお、分損不担保条件(FPA: Free from Particular Average)は、Institute Cargo Clauses (C): 「新協会貨物約款(C)の担保条件」に相当し、分損担保条件(WA: With Average)は、Institute Cargo Clauses (B): 「新協会貨物約款(B)の担保条件」に相当します。

■ Full set of clean on board ocean Bill of Lading made out to order and blank endorsed: 「指図(人)式で作成され、白地裏書された全通の無故障船積海洋船荷証券」指図(人)式で作成された船荷証券は、Order B/L (指図式船荷証券)といい、白地裏書によって譲渡が可能となる流通証券です。

・ to order: 「指図(人)式で」「～の指図に従って」order は名詞。to order と書かれている場合は、to order of shipper 「荷送人の指図に従って」の意味で、of shipper が省略されています。従って、to order of shipper と書かれることもあり、同じ意味で用いられます。

■ marked Freight Prepaid: 「運賃は、前払いと記載すること」

・ freight: 「運賃」この場合は、上海港から東京港までの海上運賃。

・ prepaid: 「前払いされる」「支払済みの」この場合は、貿易条件がCIF Tokyo ですから、運賃込みで、前払いされます。もしFOB Shanghai ならば、運賃は、

まだ支払われていませんので、Prepaid の代わりに Collect (運賃着払い) と記載します。

- notify Applicant : 「発行依頼人を着荷通知先とすること」
- Shipment from Shanghai to Tokyo: 「上海港から東京港までの船積」
- partial shipments: 「一部船積 (分割船積)」 船積みが分割して何度も行なわれますので、複数になっています。従来は、「分割船積」と言われていましたが、UCP600 では「一部船積」と言うようになりました。当分は両方の訳語が使用されると思いますので、留意する必要があります。
- transshipment: 「積替え」途中で他の港で別の船に荷物を積み替えることです。transshipment と書かれる場合もあります。
- Drafts drawn hereunder must be marked "Drawn under Irrevocable Letter of Credit...": 「この信用状に基づいて振出される手形は、“～の取消不能信用状に基づいて振出された”旨明記されるものとする。」
 - ・ hereunder 「この信用状によって」 hereby と同じ用法。
- the amount of drafts drawn hereunder must be endorsed on the reverse hereof by the negotiating bank: 「本信用状に基づいて振出された手形の金額は、買取銀行によって本信用状の裏面に裏書きされるものとする」
- transport documents: 「運送書類」貨物を積み込んだときに運送人が発行する書類で、海上輸送の場合は船荷証券、航空輸送の場合は航空貨物運送状のことです。日本では、今でも shipping documents (船積書類) と言われています。
- engage with.....that... 「(とすることを) ～に保証する」
- drawers: 「(手形の) 振出人」
- endorsers: 「(手形の) 裏書人」
- bona fide: 「善意の」「誠実な」
- holders: 「(手形の) 所持人」
- in compliance with...: 「～に従って」
- honor: 「(手形を) 引受け、支払う」「(手形を) 決済する」もともと満期日に責務を果たすことですが、この場合は、一覽後 30 日払手形ですから、手形の引受けおよび支払いの両方を意味しています。なお、一覽払手形の場合にも honor を用いますが、これは「支払う」という意味になります。
- drawee: 「手形名宛人」この場合は、発行銀行の東京中央銀行本店ですので、名宛銀行と訳します。輸入者を名宛人とする場合もあります。(D/P 手形、D/A 手形の場合)